

議会運営委員会の概要

1 議員発議の条例（案）について

- ・政策調査室長から、資料「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について（案）」、資料「山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について（案）」及び資料「山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について（案）」により、議員発議の条例案3件が提出されていることについて説明があり、了承された。

2 議会運営委員会発議の決議（案）について

- ・楳津委員長から、資料「パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善実現を求める決議（案）」により、本日の本会議に提出することが諮られ、了承された。

3 議事日程第1号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」等により本日の日程について説明があり、了承された。

4 その他

なし。

5 次回議運開催日時

6月20日（木）午前10時

6 本日の開議時刻

- ・議会運営委員会終了後、直ちに開議されることが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和6年6月18日（火）

午前 10 時

- 1 議員発議の条例（案）について
- 2 議会運営委員会発議の決議（案）について
- 3 議事日程第1号について
- 4 その他
- 5 次回議運開催日時
6月20日（木）午前10時
- 6 本日の開議時刻

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について（案）

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例を次のように制定する。

山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

山形県は、県土の7割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを享受している。

本県では、明治、大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ及びニホンジカの県内全域での急激な分布の回復が見られ、イノシシの生息域の拡大に伴う農作物等への被害が急増する事態となっているほか、県内への侵入の初期段階にあるニホンジカについても生息域の拡大等による影響が懸念されている。加えて、ツキノワグマ、ニホンザルの出没による人的及び物的被害や、カワウやサギ類などの鳥類による農林水産業への被害が継続的に発生している状況にある。

過疎化や高齢化の進行に伴い中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより、人と野生鳥獣とが棲み分けをするための緩衝帯としての機能や狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能が弱まってきていることから、野生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっている。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境を実現することを目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、鳥獣被害防止対策の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係団体の役割を明らかにするとともに、鳥獣被害防止対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定野生鳥獣 カワウ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ、アオサギ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、ニホンザルその他県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に被害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣として規則で定めるものをいう。
- (2) 鳥獣被害防止対策 特定野生鳥獣による被害（特定野生鳥獣による県民の生命、身体若しくは財産、農林水産業等、県民の良好な生活環境又は生態系に係る被害をいう。以下同じ。）の発生を現在及び将来において防止するための施策及び調査研究をいう。

(3) 適正管理 特定野生鳥獣による被害の発生の防止及び自然環境の保全を図る観点から、特定野生鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させることをいう。

(4) 有効利用 捕獲等（特定野生鳥獣の捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）をしたものを食品、飼料、皮革等として有効に利用することをいう。

(5) 関係団体 鳥獣被害防止対策及び有効利用（以下「鳥獣被害防止対策等」という。）の推進に資する取組を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 鳥獣被害防止対策は、県民の生命又は身体の安全の確保及び財産の保護を基本とし、県民の良好な生活環境の確保及び有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力の向上に重要であるとの認識の下に、県、市町村、県民及び関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、生物の多様性に及ぼす影響にも配慮したうえで、地域の特性に応じて持続的かつ実効的に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の生息の状況、特定野生鳥獣による被害の状況等を把握したうえで、鳥獣被害防止対策等を総合的かつ計画的に実施するとともに、広域的かつ専門的な取組に円滑に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するうえで市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行うものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、特定野生鳥獣の習性に関する理解を深めるよう努めるとともに、県、市町村及び関係団体が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（関係団体の役割）

第6条 関係団体は、特定野生鳥獣による被害の発生の防止、適正管理又は有効利用に寄与する人材の育成、捕獲等に関連する事故の防止、特定野生鳥獣に関する情報の発信その他の鳥獣被害防止対策等に資する取組を行うよう努めるとともに、県及び市町村が推進する鳥獣被害防止対策等に協力するよう努めるものとする。

（鳥獣被害防止対策の推進）

第7条 県は、特定野生鳥獣による被害の発生を防止するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 地域において市町村、県民及び関係団体が取り組む捕獲等、特定野生鳥獣による被害の防除、県民の日常生活圏と特定野生鳥獣の生息域との分離等による特定野生鳥獣の生息環境の管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に寄与する人材の育成への支援

(2) 鳥獣被害防止対策に関する専門的な知識及び技術を有する人材の育成

(3) 鳥獣被害防止対策の推進に資する施設の整備の促進

（適正管理の推進）

第8条 県は、適正管理を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の生息の状況等についての科学的知見を踏まえた捕獲等の実施

(2) 捕獲等に従事する者の確保及び育成

(3) 捕獲等に従事する者への支援

(4) 捕獲等に関する専門的な知識及び技術の向上並びに事故の防止のための研修等の実施

(有効利用の推進)

第9条 県は、有効利用の推進に努めるとともに、有効利用による付加価値の向上のための調査研究等に努めるものとする。

(調査研究、普及啓発等)

第10条 県は、鳥獣被害防止対策等を効果的に推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 特定野生鳥獣の習性及び生息の状況、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある特定野生鳥獣に遭遇した場合の対応方法、特定野生鳥獣による被害の状況及び生態系への影響、捕獲等をした特定野生鳥獣の適正な処理方法その他の必要な情報の収集及び提供

(2) 大学等の研究機関と連携協力した科学的知見に基づく特定野生鳥獣の生息の状況、適正管理及び特定野生鳥獣による被害の発生の防止に関する調査研究

(3) 鳥獣被害防止対策等の重要性についての普及啓発

(顕彰)

第11条 県は、鳥獣被害防止対策等の推進について顕著な功績があると認められる者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 県は、鳥獣被害防止対策等を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(鳥獣被害防止対策の実施状況の公表)

第13条 知事は、毎年度、県の鳥獣被害防止対策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提 出 者	小 松 伸 也
賛 成 者	佐 藤 正 胤
	柴 田 正 人
	加 賀 正 和
	森 谷 仙一郎
	奥 山 誠 治

提 案 理 由

鳥獣被害防止対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民と野生鳥獣との共存及び県民の良好な生活環境の確保を図り、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するため、提案するものである。

発議第 号

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について（案）

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県子育て基本条例の一部を改正する条例

山形県子育て基本条例（平成 22 年 3 月県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条」を「第 20 条」に改める。

前文のうち第 5 項中「軽減」を「軽減や子どもへの虐待の防止」に改める。

第 3 条第 1 号中「利益を」を「利益を優先して」に改める。

第 19 条を第 20 条とし、第 18 条を第 19 条とし、第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（子どもへの虐待の防止）

第 18 条 県は、子どもを生み、育てる者が子どもへの虐待をすることなく子育てすることができるよう、虐待の防止に関する県民の理解を深めるとともに、虐待の防止に関する情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第 112 条及び山形県議会会議規則第 13 条第 1 項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提 出 者	青 木 彰 榮
賛 成 者	齋 藤 俊一郎
	松 井 愛
	石 川 正 志
	江 口 暢 子
	阿 部 ひとみ
	梅 津 庸 成
	高 橋 淳
	吉 村 和 武
	高 橋 啓 介
	木 村 忠 三

提 案 理 由

子どもの最善の利益を優先して考慮することを基本理念に定めるとともに、子どもへの虐待の防止を基本的施策に加えるため、提案するものである。

発議第 号

山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について（案）

山形県笑いで健康づくり推進条例を次のように制定する。

山形県笑いで健康づくり推進条例

県民一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送ることは、県民の幸福にとって基本となるものである。

近年、少子高齢化の進行や疾病構造の変化等、県民の健康を取り巻く環境は変化しており、県民が明るく健康的に暮らしていくため、心身の健康づくりに取り組むことが求められている。

笑うことが健康に良いということは経験的に知られてきたところであるが、県民を対象とした研究によれば、声を出して笑う頻度が高い人は死亡のリスクが低いという結果も出ており、他にも笑いによる運動効果、心理的負担の軽減効果、他者とのつながりを豊かにする社会的な効果等が様々な研究において示されているところである。

このことから、県民一人一人が笑うことによる効果等に関心を持ち、理解を深めることで、健康の増進に生かすとともに、笑いが伝わり、笑いで人と人とがより良い関係を構築することが期待される。

家庭や職場等で笑いによる心身の健康づくりを推進することにより、明るく健康的な県民生活の実現を目指して、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、笑いによる心身の健康づくりの推進に関し、県民笑いで健康づくり推進の日を設けるとともに、県、事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、明るく健康的な県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（県民笑いで健康づくり推進の日）

第2条 笑いによる心身の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、笑いによる心身の健康づくりへの取組が積極的に行われるようにするため、県民笑いで健康づくり推進の日を設ける。

2 県民笑いで健康づくり推進の日は、毎月8日とする。

（県の役割）

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、健康、医療、福祉等に関する団体、笑いに満ちたまちづくりに取り組む者等と連携し、県民の笑いによる心身の健康づくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（事業者の役割）

第4条 事業者は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、笑いに満ちた職場環境の整備等、従業員の笑いによる心身の健康づくりを推進するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第5条 県民は、笑うことが健康にもたらす効果について理解を深めるとともに、1日1回は笑う等、笑いによる心身の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（個人の意思の尊重等）

第6条 県、事業者及び県民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思を尊重し、及びその置かれている状況に配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の議案を、地方自治法第112条及び山形県議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 年 月 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提 出 者	渋 間 佳寿美
賛 成 者	伊 藤 香 織
	遠 藤 寛 明
	柴 田 正 人

提 案 理 由

笑いによる心身の健康づくりを推進し、明るく健康的な県民生活の実現に寄与するため、提案するものである。

決 議 (案)

パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議

イスラエルとパレスチナ武装勢力との軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、子どもを含む多数の住民が尊い命を奪われ、あるいは避難を余儀なくされるとともに、食料等の人道支援も停滞しており、長引く戦闘に伴い、現地の人道状況は、深刻さを増している。また、今もなお、人質となった多数の人々の解放が実現していない。

国際社会は、事態の解決に向け、国連の決議や、国際司法裁判所による暫定措置命令等による働き掛けを行っているものの、わずかな休戦期間を経て、今も戦闘行為は続いている。

よって、本県議会は、全ての当事者及び国際社会に対し、下記の事項を一刻も早く実現するよう強く求める。

記

- 1 戦闘行為の即時かつ持続的な停止及び全ての人質の即時かつ無条件の解放
- 2 支援物資の供給確保等による人道状況の改善

以上、決議する。

令和 年 月 日

山 形 県 議 会

以上、発議する。

令和 年 月 日

提 出 者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

会 議 順 序 表

[議事日程第 1 号]

令和 6 年 6 月 1 8 日 (火)

	会 議 ・ 議 事 順 序	採決方法
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議会運営委員会 (議事日程第 1 号、その他) 	
2	<p style="text-align: center;">< 開 会 ・ 開 議 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理事者新任のあいさつ ○ 諸般の報告 <ul style="list-style-type: none"> (1) 議員派遣の決定 (2) 議案・附属書類等の送付 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 	
4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議案上程 (議第 9 4 号から議第 1 1 6 号までの 2 3 件) ○ 知事説明 ○ 諸般の報告 (議第 9 6 号についての人事委員会の意見聴取・回答) 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定についての 発議案上程 (発議第 1 1 号) ○ 提出者説明 3 2 番 小 松 伸 也 議員 	

6	<p>○ 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定についての 発議案上程 (発議第12号)</p> <p>○ 提出者説明 24番 青木彰榮 議員</p>	
7	<p>○ 山形県笑いで健康づくり推進条例の設定についての発議案上程 (発議第13号)</p> <p>○ 提出者説明 30番 渋間佳寿美 議員</p>	
8	<p>○ 決議案上程・提出者説明(発議第14号) 議会運営委員長 榎津博士 議員</p> <p>○ 採決</p> <p>< 散会 ></p>	簡 易

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年6月18日(火) 午前10時開議

- | | |
|------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 議第 94号 令和6年度山形県一般会計補正予算(第1号) |
| 第 4 | 議第 95号 令和6年度山形県電気事業会計補正予算(第1号) |
| 第 5 | 議第 96号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 議第 97号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議第 98号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 8 | 議第 99号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議第100号 山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議第101号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議第102号 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議第103号 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議第104号 山形県青少年健全育成条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 14 | 議第105号 山形県誰もががんと知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議第106号 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 16 | 議第107号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事(P3)請負契約の一部変更について |
| 第 17 | 議第108号 一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工事(P5)請負契約の一部変更について |
| 第 18 | 議第109号 パーソナルコンピュータの取得について |
| 第 19 | 議第110号 除雪機械の取得について |
| 第 20 | 議第111号 大浜西埠頭港湾用地の処分について |
| 第 21 | 議第112号 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて |
| 第 22 | 議第113号 令和5年度山形県一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について |
| 第 23 | 議第114号 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 第 24 | 議第115号 山形県公安委員会委員の任命について |
| 第 25 | 議第116号 山形県収用委員会委員及び予備委員の任命について |
| 第 26 | 発議第11号 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例の設定について |
| 第 27 | 発議第12号 山形県子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 28 | 発議第13号 山形県笑いで健康づくり推進条例の設定について |
| 第 29 | 発議第14号 パレスチナ自治区ガザ地区における戦闘行為の停止、人質の解放及び人道状況の改善の実現を求める決議 |

五	四			三			二			七・一		三十	二十九	二十八	二十七	二十六	二十五	二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	六・十八	月 日		
金	木			水			火			月		日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	曜		
各常任委員長報告、採決、閉会		休会			休会			議案・請願各常任委員会付託			予算特別委員長報告		休会		休会	休会	休会	休会	休会		質疑及び一般質問	休会	休会	開会、議案上程、知事説明	本 会 議		
午前十時	午前十時			午前十時			本会議終了後			午前十時		午前十時	午前十時	午前十時								午前十時		本会議終了後	午前十時	時刻	委 員 会 等
議	経人女こある交 済活性活活もま通 化活用用支ちイン 化対策・策・援づくり 対策・策・力	建	商工労働観光	農林水産	厚生環境	文教公安	総務	おける各常任委員会に 対する意見調整	議		予	予	予								議		議	議	議	内容	
議運委員会室	第二委員会室	第六委員会室	第一委員会室	第三委員会室	第四委員会室	第五委員会室	第六委員会室	第二委員会室	第一委員会室	各委員会室	議運委員会室		予算委員会室	予算委員会室	予算委員会室							議運委員会室		議運委員会室	議運委員会室	会場	

議員派遣決定一覧表

番号	内 容
25	<p>令和6年度東北中央自動車道建設促進秋田・山形・福島三県議会協議会理事会</p> <p>(1) 目 的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため</p> <p>(2) 場 所 東京都</p> <p>(3) 期 間 令和6年5月10日(金)</p> <p>(4) 議 員 名 石川正志、佐藤文一、能登淳一、加賀正和</p>
26	<p>令和6年度日本海沿岸東北自動車道建設促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会</p> <p>(1) 目 的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため</p> <p>(2) 場 所 東京都</p> <p>(3) 期 間 令和6年5月10日(金)</p> <p>(4) 議 員 名 石黒覚、田澤伸一</p>
27	<p>令和6年度羽越・奥羽本線等高速化促進青森・秋田・山形・新潟四県議会協議会理事会</p> <p>(1) 目 的 本県議会が参加する同協議会の理事会に役員として出席するため</p> <p>(2) 場 所 東京都</p> <p>(3) 期 間 令和6年5月10日(金)</p> <p>(4) 議 員 名 石黒覚、田澤伸一</p>
28	<p>第146回北海道・東北六県議会議長会議</p> <p>(1) 目 的 本県議会が参加する同会議に出席するため</p> <p>(2) 場 所 北海道</p> <p>(3) 期 間 令和6年5月15日(水)</p> <p>(4) 議 員 名 矢吹栄修</p>

山人委第65号

令和6年6月18日

山形県議会議長 森田 廣 殿

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊



意見の聴取について

令和6年6月17日付け議調第48号で意見を求められた下記条例の制定については、
適当なものと認めます。

記

議第96号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について